

受領証

第 K191-50021112 号

キリンビール健康保険組合 様

¥82,500—

但 事業資金として

この受領証記載の金額は、個人については所得税法第78条第2項第3号、法人については法人税法第37条第4項の規定に基づき寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。
令和6年1月31日



日本赤十字社
社長 清家 篤
〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081

受領証

第 Q292-50021111 号

キリンビール健康保険組合 様

¥82,500—

但 ウクライナ人道危機救援金として

この受領証記載の金額は、個人については所得税法第78条第2項第3号、法人については法人税法第37条第4項の規定に基づき寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。
令和6年1月31日



日本赤十字社
社長 清家 篤
〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081